

平成29年度 学校だより



平成29年7月24日(月)
御前崎市立第一小学校

学校教育目標

花いっぱい 自分 友だち 御一小

No.4

E-mail:

onichi@ed.city.omaezaki.shizuoka.jp

人権の大切さ

6月30日2時間目に北校舎2階の多目的ホールで、2年生を対象に人権教室が開かれました。人権教室は毎年御前崎市の人権擁護委員の皆さんが劇や人形、紙芝居等を通して「人権の大切さの種」を蒔いてくださっています。

そこで、人権というのはどういうことをいうのかを調べてみますと、

人権は、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利であり、
私たちが幸せに生きるためのもの。
(出典：人権教育啓発センター)

基本的人権は人間が人間らしい生活をするうえで、生まれた時からもっている権利。
(出典：朝日新聞出版発行「知恵蔵」)

日本国憲法では、基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の成果によって確立されたものであり、侵すことのできない永久の権利として保障しています。

基本的人権は、大きく5つの権利に分けることができます。それは、自由権・平等権・社会権・参政権・受益権(請求権)です。(静岡県総合教育センターあすなら学習室)

5つの権利について、もう少し詳しくいいますと、平等権は、男女の性別や人種、国籍、家柄などで差別をされないという権利。自由権には、奴隷扱いされない、強制労働をさせられない(身体的自由)、考えること(思想)や良心が守られる(精神の自由)、お金を稼ぎ、買った財産が守られる(経済活動の自由)など、人に迷惑をかけない限りは自由です。社会権は人間がしっかり生きていけるように、生存権・教育を受ける権利、労働基本権などがあります。参政権は、選挙に行って立候補者の中から選ぶ選挙権や選挙に立候補できる被選挙権などです。受益権は、基本的人権が侵害された時に国に要求することができます。

世界の子どもたちが生まれると同時にもつ5つの権利。日本では「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(憲法25条)」とありながらも、この権利が全ての子どもたちに活かされるのは現在難しい状況にあります。しかし、子どもたち一人ひとりが、それぞれの違いに「思いやりをもって」行動できるようになれば、いじめのない安心安全で基本的人権を尊重する「いい空気の学校」になっていくのではないかと思います。
(文責：竹原一人)

